

統合する保護林で管理方針に変更のない管理方針書

○秩父山地生物群集保護林	1
○小松原湿原生物群集保護林	2
○守門岳生物群集保護林	3
○富士山生物群集保護林	4
○甲子・二岐山周辺生物群集保護林	5
○千手ヶ原ミズナラ・ハルニシ希少個体群保護林	6
○西ノ湖ヒメコマツ・シロヤシオ希少個体群保護林	7
○木戸川コナラ希少個体群保護林	8
○箱根ヒメシャラ・ハコネコマツツジ希少個体群保護林	9
○高尾山モミ希少個体群保護林	10

管理方針書

名称	秩父山地 生物群集保護林 (埼玉森林管理事務所一埼玉計画区)		
面積	2,145.46ha (保存地区：〇〇.〇〇ha、保全利用地区：〇〇.〇〇ha)	設定年月日	昭和23年11月
		変更年月日	平成 5年 平成 9年 3月 平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	埼玉県 秩父市大滝奥6230番外1筆国有林、中津川山486番国有林 林小班(保存地区・保全利用地区)： 55い1～2、56い1～2、57い、58い、イ、ロ、ハ、59い、60い1～2、イ、ロ、61い、67ろ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 ブナ、カンバ類、カエデ類等の広葉樹やコメツガ、シラビソ等の針葉樹等から構成される多様な森林植生を有しており、自然状態が良く保たれた太平洋気候区の典型的な森林である。このため、亜高山帯針葉樹を主体とした地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○自然状態が良く保たれた太平洋気候区の典型的な森林である、ブナ、カンバ類、カエデ類等の広葉樹やコメツガ、シラビソ等の針葉樹等から構成される多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高1,120～2,480m。 ○垂直的には1,120～2,480mの幅広い標高域を占めており、そこにみられる森林植生は、ブナ林、ツガ林、シオジ林などの山地帯を代表する森林群落で地形の変化に応じて分布するほか、太平洋側の亜高山帯を特徴付けるコメツガ林帯の発達が目立ち、さらにその上部にシラビソ、オオシラビソの優占する森林帯が発達している。 ○標高約1,300～1,600mの山地帯には、コメツガ、ツガ、ウラジロモミ等の常緑針葉樹が主体に分布し、沢筋などの適潤な立地には、イヌブナ、ブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹が見られる。標高約1,600～2,480mの亜高山地帯には、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等が分布している。 ○四里観音避難小屋から十文字峠にかけての旧街道沿いのコメツガアズマシャクナゲ群落は秩父山地特有のもので群落規模が大きい。</p>		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>○十文字峠一甲武信ヶ岳一雁坂峠、白泰山、三国峠等の乾燥した風衝岩角地には、ハコネコツツジ、コケモモ、ヒメイワカガミ、フタバラン等の高山性植物の群落が見られる。</p> <p>○破不山北東斜面のハイマツ群落は、標高的には、亜高山帯地域の特殊な立地に分布するもので、本地域はもとより、秩父山地の埼玉県側では、唯一の群落であり、組成的にもガンコウラン、コメバツガザクラ等純高山性の植物を伴い、群落規模も大きい点から学術上極めて貴重な群落である。</p> <p>○秩父山地の自然環境を原生的に保持できていることから、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンダサル、ホンシユウジカなどの大型哺乳動物を始め、ヤマメ、アズミトガリネズミ、ヒメヒミズ、ホンダオコジョなど多くの哺乳類が生息している。</p> <p>○鳥類では、ワシタカ類、フクロウ類(フクロウ、コノハズク等)を始めアオバト、アカショウビン等注目に値する種の生息も多く落葉広葉樹林に生息する種の個体数が多い。</p> <p>○両生類では、ヤマアカガエル、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ等3科5種が生息している。特に分布の東限に近いヒダサンショウウオが生息している。</p> <p>○その他昆虫類では、奥秩父は2,000mを超す山岳からなるため山地帯上部・高山性の昆虫も確認されている。</p>
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
その他留意事項	昭和23年中津川学術参考保護林と合併して十文字峠保護林と設定され、平成5年十文字峠植物群落保護林に名称を変更。平成9年3月に秩父山地森林生物遺伝資源保存林が設定され(コメツガ、シラビソ、クロバ、滝奥国有林)、平成30年4月1日に上記十文字峠植物群落保護林と統合した。

管理方針書

名称	小松原湿原 生物群集保護林 (中越森林管理署—中越計画区)		
面積	1,498.84ha (保存地区：〇〇.〇〇ha、保全利用地区：〇〇.〇〇ha)	設定年月日	昭和42年 4月 1日
		変更年月日	平成 5年 平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	新潟県 十日町市小松原子1ノ1、1ノ2国有林 林小班(保存地区・保全利用地区)： 1く,や,ま,け,口,2か,た1~2,れ1~3,そ,イ,口2~4、3へ,と,ち,口2~3、4ろ,は,に,ほ,へ,と、5なら、6い,ろ,は,イ1~2、15は,に,ほ、302か、303こ、304い,ろ,は		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 ヌマガヤイボミスゴケ群集からなる保存状態の良い中間湿原が形成され、湿原の周囲には、オオシラビソ群落、フナ群落が広がり、極めて多様性の高い植物相が形成されている。このため、中間湿原やオオシラビソを主体とした地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○自然状態が良く保たれたヌマガヤイボミスゴケ群集からなる保存状態の良い中間湿原と、湿原を取り囲むオオシラビソ群落、フナ群落等から構成される多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高1,200~2,000m。 ○地質及び土壌は、第三紀層、第四紀層を基岩とする褐色森林土、ボドソル、受蝕土である。 ○小松原湿原は下屋敷、中屋敷、上屋敷の3段からなり、下屋敷から中屋敷の間にはフナ林があり、湿原の周囲はオオシラビソ林、フナ林となり、湿原と森林の間にはアカミノイヌツゲークロベ群集のマント群落が成立している。湿原の大半はヌマガヤイボミスゴケ群集が占め、窪地の池にはミヤマホタルイ、ヤチスゲなどが純群落を形成している。湿原の登山路はすべて木道が設置され、保護状態は良い(H22基礎調査報告書)。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。なお、湿原については、原則手を加えず、自然の推移に委ねることとするが、人為的な影響により湿原に改変が及んだ場合には、必要に応じて復元のための対策を実施する。		

モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林見込み地、国立公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)、都道府県自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区
その他留意事項	昭和42年4月1日に小松原風致保護林として設定されたが、六日町営林署及び大間々営林署第1次施業管理計画の保護林の再編拡充により小松原湿原植物群落保護林、小松原フナ林木遺伝資源保存林に分割された。平成30年4月1日に、小松原湿原植物群落保護林と小松原フナ林木遺伝資源保存林(フナ、4は)を統合した。

管理方針書

名称	守門岳 生物群集保護林 (中越森林管理署—中越隈計画区)		
面積	1,778.26ha (保存地区：〇〇.〇〇ha、保全利用地区：〇〇.〇〇ha)	設定年月日	昭和49年 4月 1日
		変更年月日	平成 5年 4月 1日 平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	新潟県 三条市守門国有林、御所国有林 魚沼市守門国有林、藤平国有林、守門山国有林、浅草山国有林 林小班 (保存地区・保全利用地区)： 205ハ、206ぬ、207ハ、208い、ろ、は、る、イ、212は、213ぬ、405ろ、は、に、409に、437イ1～2、419イ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 守門岳一帯の豪雪地帯には、環境条件の厳しい斜面上部から尾根部、急傾斜地には、風雪地特有の矮性、低木型のブナ群落が発達し、傾斜が緩やかで土壌が厚く堆積した立地のブナ群落とは様相を異にしている。このように多雪に適應して様々な形態を示すブナ群落を主体に、ミスナラが混生したブナ群落や、ヒメコマツの点在するブナ群落など、優良な天然生の広葉樹林が広がっている。このため、ブナを主体とした地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○守門岳一帯の豪雪地帯に生育するブナを主体とした優良な天然生広葉樹林等から構成される多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。</p>		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>特徴 ○標高：520～1,540m。 ○地質及び土壌は、安山岩類及び火山灰類を基盤とする褐色森林土 (BC,BD)、ポドソル、受蝕土であり、傾斜大部分が30度以上。 ○林況はブナ、ミスナラを主体とする林齢146年生以上の優良な天然生広葉樹林で、ヒメコマツが点生している。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。		

モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、水源かん養保安林見込み地保健保安林、国定公園特別保護地区、国定公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区
その他留意事項	昭和49年4月1日に守門岳風致保護林として設定されたが、平成5年4月1日村松及び六日町営林署第1次施業管理計画の保護林の再編拡充により守門ブナ植物群落保護林及び守門岳ブナ植物群落保護林に分割し、名称変更を行った。平成30年4月1日に両植物群落保護林を統合し、守門岳生物群集保護林を設定した。

管理方針書

名称	富士山 生物群集保護林 (静岡森林管理署一富士計画区)		
面積	1,027.09ha (保存地区：〇〇.〇〇ha、保全利用地区：〇〇.〇〇ha)	設定年月日	平成 3年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	静岡県 富士宮市、富士市、裾野市 林小班(保存地区・保全利用地区)： 46い,ろ、47い、48い、49い,ろ、52い,ろ,は、53い、74い,に,ほ,へ、八,二,122い,に,ほ,へ,と,ロ,八,二、172い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り、182い、185ち,り、201ほ,へ、203ち,り、459い,ろ,に、464い,ろ,は、470ろ,は、478い,ろ、483い〜と、ぬ,る,わ,よ,た,ね		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 富士山の山腹には、日本の低山帯から高山帯にわたる植生の垂直分布が模式的に存在し、太平洋気候区の典型的な森林として維持されてきている。低山帯には、フナ、ミスナラ、カエデ類等の落葉広葉樹を主体とした天然林が成立し、亜高山帯には、カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、コメツガ、シラビソなどを主体とした天然林が成立している。また、丸尾と呼ばれる溶岩流上には、ヒノキ純林の代表的な群落形成され、スコリアの堆積地には、火山荒原草本群落形成されている。このため、当該地域の代表的な群落であるこれらの群落を主体とする地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 〇日本の低山帯から高山帯にわたる植生の垂直分布が模式的に存在している富士山山腹の、自然状態が良く保たれた太平洋気候区の典型的な森林である、低山帯の、フナ、ミスナラ、カエデ類等の落葉広葉樹を主体とした天然林、亜高山帯の、カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、コメツガ、シラビソなどを主体とした天然林、丸尾と呼ばれる溶岩流上の代表的なヒノキ純林、スコリアの堆積地の火山荒原草本群落等から構成される多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 〇標高1,380~2,790m。 〇大沢崩れの左岸にある、標高1,500~2,800mに位置する保護林の西側の区域には、カラマツ・イラモミ・ウラジロモミなどからなる原生林が広がっている。カラマツ林は、大沢を中心とする西向き斜面に最も大径木が多く生育し、人為の影響が一番及ばない原生的な自然環境にある。他にタカネノガリヤスーダケカンバ群集、シラビソーオオシラビソ群集が分布する。 〇富士山の南側にあり、標高1,500m~2,300mに位置する保護林の中央部の区域には、カラマツ群落、タカネノガリヤスーダケカンバ群集、シラビソーオオシラビソ群集の亜高山性針葉樹林が分布している。富士山原始林と呼ばれる亜高山性の自然植生は、この火山の南北両斜面にも発達するが、大沢を中心とする西向き斜面が最も大径木が多く、人為の影響が及ぶ。</p>		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	ていない原生的な自然環境を維持している。標高1,600m付近ではウラジロモミが優占し、コメツガ等の針葉樹が混じる。亜高山帯～低木層は広葉樹も混じり、草本層はスズクが繁茂している。標高2,200m付近ではシラビソが優占し、ダケカンバやナナカマドが混じる。調査プロット周辺では、台風の影響と思われる倒木が多く見られた。標高2,300m付近はスコリア土壌で、裸地面積が大きく植物の生育量は少ない。オンタデやタイツリオウギ等の草本層が生育し、場所によっては樹高2m程度のミヤマハンノキが群生している。標高2,660m付近ではカラマツ群落が見られ、多雪の影響や風衝地であるため、幹が湾曲している。
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、国立公園普通地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区、文化財保護法に基づく特別史跡名勝天然記念物
その他留意事項	平成30年4月1日に旧浅木塚ヒノキ群落林木遺伝資源保存林(ヒノキ、464い、470は)、旧富士山大沢カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林(カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、46い,ろ、47い、48い、49い,ろ、52い,ろ,は、53い)、旧富士山東臼塚低山帯植物群落保護林、旧富士山亜高山帯植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	甲子・二岐山周辺 生物群集保護林 (福島森林管理署白河支署—阿武隈計画区)		
面積	3,100.08ha (保存地区：〇〇.〇〇ha、保全利用地区：〇〇.〇〇ha)	設定年月日	昭和50年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	福島県 岩瀬郡天栄村二俣国有林、戸倉山国有林、西白河郡西郷村赤面山外2国有林 林小班(保存地区・保全利用地区)： 1019ほ、ハ、イ、ロ1～2、ハ、1020そ、ニ、ホ1～2、1021は、イ、1022か、1023ほ、ハ、1024に、イ、1025い、ろ、イ1～4、ロ1～2、1026い～ハ、イ1～2、ロ1～2、1027い、ろ、は1～2、に、ほ、ハ、と1～2、ロ1～6、ハ、ニ、1028い、ろ、は1～4、に1～2、イ1～4、1029い、ろ、は1～2、に～る、か、た、イ2～4、1146わ2、イ、1151か、1152ろ、は、に、ほ、イ、1153い、ろ1～8、は1～4、に1～2、ほ、1154ろ1～9、は、に、ほ1～3、ハ、と1～2、ち1～2、1155い、ろ、は1～2、に、ほ、と、ち、り1～2、ぬ1～2、る1～2、わ、か、よ2、た、れ1～2、そ、1156い、ほ、ハ、と、ち、り1～2、ぬ、1157わ、た1～7、れ、そ、つ、1158は1～5、に、ほ1～2、ハ、1159ぬ1～2、る、1160は1～2		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 甲子・二岐山周辺は、ほぼ全域がブナ群落に覆われているが、二岐山や小白森山の山頂付近には、亜高山帯に見られる針葉樹の自然低木林であるキャラボク群落が分布している。また、山腹には、アスナロ群落(ヒノキアスナロ群落)、ミスナラ群落、ミスメ群落などが分布している。三本槍岳付近の高山帯には、コケモモやハイマツ等からなる高山低木群落分布し、その下には、亜高山帯植生の草原である自然ササ草原が広がっている。このため、ブナ群落を主体とし、一部に亜高山帯植生、高山帯植生を含む地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○冷温帯と暖温帯、太平洋側気候区と日本海側気候区に分布の特徴をもつ植物が同所的に生育している特徴的な森林である、ブナ、ミスナラ、ヒノキアスナロを主体とした森林植生、ウラジロタテのような植物が生育する高山砂礫地、風衝低木群落、溪畔林、湿性草地、及び、生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高710～1,910m。 ○基岩は花崗閃緑岩で、土壤型はBD(d)。 ○冷温帯と暖温帯、太平洋側気候区と日本海側気候区に分布の特徴をもつ植物が同所的に生育している特徴的な森林で、林齢105年生以上のブナ、ミスナラ、ヒノキアスナロなどを主とする天然生林が広がっている。局所的には、ウラジロタテのような植物が生育する高山砂礫地、風衝低木群落、溪畔林、湿性草地等、多様な群落の分布が認められる。</p>		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	○福島県を分布の限界(北限・南限)とする植物も多く生育し、旭岳(赤面山)周辺の高山低木群落やササ群落には、ヒメイワカガミ、オヤマリンドウ、ミヤマシャジンのような高山性の植物の生育が認められる。 ○森林環境には、大木の樹洞で越冬するツキノワグマのような大型哺乳類や、樹洞のある巨木に生息するホンドモモンガなどが見られ、旭岳(赤面山)周辺の高山低木群落やササ群落は、オコジョの重要な生息環境となっている。また、トウホクサンショウウオのような両生類が生息する湿地も認められる。 ○保護林のほとんどの区域がブナ群落により覆われ、二岐山や小白森山の山頂付近には、亜高山帯に見られる針葉樹の自然低木林であるキャラボク群落が分布している。また、山腹には、アスナロ群落(ヒノキアスナロ群落を含む)が分布し、三本槍岳付近の高山帯には、コケモモやハイマツ等からなる高山低木群落が分布し、その下には、亜高山帯植生の草原であるササ群落が広がっている。
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園普通地域、都道府県立自然公園第1種特別地域、都道府県立自然公園第2種特別地域、都道府県立自然公園第3種特別地域、都道府県立自然公園普通地区
その他留意事項	平成30年4月1日に旧二岐山ミスメ林木遺伝資源保存林(ミスメ、1155よ2)と旧甲子・二岐周辺冷温帯ブナ植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	千手ヶ原ミズナラ・ハルニレ 希少個体群保護林 (日光森林管理署—鬼怒川計画区)		
面積	98.95ha	設定年月日	昭和48年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	栃木県 日光市日光2482の1国有林 林小班： 1013い1～2、1111か、1112い1～2		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 西ノ湖と中禅寺湖間の氾濫原に成立している湿潤立地性の天然林で(当該地域の谷型の天然林)、奥日光地帯の代表的樹種であるミズナラ、及び、奥日光地域でも少なくなってきたハルニレが群生している。このため、当該地域の湿潤立地において土地的極相林として成立している、ミズナラ・ハルニレが群生し、ドロノキ、ヤチダモが混在する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ミズナラ (<i>Quercus mongolica</i> ssp. <i>crispula</i>)、ハルニレ (<i>Ulmus japonica</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(高齢木・老齢木からなる個体群)、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(氾濫原といった特殊な立地に生育している個体群)に該当。 ○ヤチダモ (<i>Fraxinus mandshurica</i> var. <i>japonica</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(氾濫原といった特殊な立地に生育している個体群)に該当。旧西ノ湖畔ヤチダモ林木遺伝資源保存林(1013い1,2)。 ○ドロノキ (<i>Populus maximowiczii</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(高齢木・老齢木からなる個体群)、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(氾濫原といった特殊な立地に生育している個体群)に該当。旧千手ヶ原ドロノキ林木遺伝資源保存林(1112い2)。 ○湿潤立地において土地的極相林として成立している、ミズナラ・ハルニレが群生し、ドロノキ、ヤチダモが混在する群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落)、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(氾濫原といった特殊な立地に成立している群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,270～1,360m。</p>		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	○戦場ヶ原湿原の南部に広がる標高約1,300mの氾濫原に成立している、ミズナラ、ハルニレが優占し、ドロノキ、ヤチダモが混在する天然生林である。また、ヤチダモは、奥日光の西ノ湖北岸に多く分布し、ミズナラとヤチダモの混交林が広がっている。ヤチダモがまとまってみられる林分は湖畔域である。 ○大径木が多く生育し、胸高直径150cmを越えるミズナラ、115cmを越えるカラマツ、95cmを越えるハルニレ、65cmを越えるドロノキ、50cmを越えるヤチダモなどが認められる。
保護・管理及び利用に関する事項	禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
その他留意事項	平成30年4月1日に旧西ノ湖畔ヤチダモ林木遺伝資源保存林、旧千手ヶ原ドロノキ林木遺伝資源保存林及び旧千手ヶ原ミズナラ・ハルニレ植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	西ノ湖ヒメコマツ・シロヤシオ 希少個体群保護林 (日光森林管理署—鬼怒川計画区)		
面積	56.24ha	設定年月日	昭和48年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	栃木県 日光市日光2482の1国有林 林小班： 1001い1～2、1002い		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 西ノ湖の東側から南側の稜線や山腹急斜面に成立している乾性立地性の天然林で（当該地域の尾根型の天然林）、岩角地といった特殊な立地を好むヒメコマツ、チョウセンゴヨウ、シロヤシオ、アカヤシオなどが混在または優占しており、学術上及び森林施業上の考証として、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、当該地域の乾性立地において土地的極相林として成立しているヒメコマツ・シロヤシオ・アカヤシオの生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ヒメコマツ (<i>Pinus parviflora</i>) チョウセンゴヨウ (<i>Pinus koraiensis</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（岩角地・脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。旧西ノ湖マツ林木遺伝資源保存林（1001い1）。 ○シロヤシオ (<i>Rhododendron quinquefolium</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（岩角地・脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。旧西ノ湖ヤシオツツジ植物群落保護林（1001い2、1002い） ○岩角地といった特殊な立地に土地的極相林として成立している、ヒメコマツを主体としてチョウセンゴヨウが混在し、ブナ群落等の林下にシロヤシオの生育する天然針葉樹林。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（土地的極相林）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（岩角地・脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上及び森林施業の考証として貴重な群落）</p> <p>特徴 ○標高1,290～1,570m。 ○奥日光の西ノ湖東岸の西向き斜面の天然生林である。保護林内には、コメツガと、ブナ、ウダイカンバ、カエデ類、ミズナラ等の落葉広葉樹の混交林が広がっており、ヒメコマツは尾根筋に散生している。シロヤシオは、ブナ群落やブナ・ウダイカンバ群落の林下に生育している。</p>		

保護・管理及び利用に関する事項	禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区
その他留意事項	平成30年4月1日に旧西ノ湖マツ林木遺伝資源保存林と旧西ノ湖ヤシオツツジ植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	木戸川コナラ 希少個体群保護林 (磐城森林管理署一磐城計画区)		
面積	108.23ha	設定年月日	昭和53年 4月 1日
		変更年月日	平成 5年 4月 1日 平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	福島県 双葉郡楡葉町郭公国有林、大坂外1国有林、芝坂国有林 林小班： 711い1、い7、い8、728い1～2、728ろ1～2		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 中間温帯域に成立しているモミが混在したコナラ天然林で、学術上、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、モミとコナラが混在する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○コナラ (<i>Quercus serrata</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化した個体群(高齢木・老齢木からなる個体群)、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧木戸川コナラ林木遺伝資源保存林(711い8班)。 ○モミ (<i>Abies firma</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化した個体群(高齢木・老齢木からなる個体群)に該当。 ○中間温帯域に成立しているモミが混在したコナラ天然林。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化した個体群(中間温帯域における自然植生、高齢木・老齢木からなる群落)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高270～620m。 ○花崗岩類及び結晶片岩を基岩とした開析の進んだ急峻な地形上に発達している群落。 ○林齢125年以上の天然生林である。 ○モミ、コナラ、クリを主に、ヤマザクラ、シデ類など落葉広葉樹を主体とし、低木層はアセビ等からなる。尾根及び凸型斜面にモミの分布が多い。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。		

モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、都道府県自然環境保全地域特別地区、砂防指定地
その他留意事項	木戸川モミ・コナラ等植物群落保護林については、昭和53年4月1日に学術参考保護林として設定され、平成5年4月1日に名称変更された。平成30年4月1日に木戸川コナラ林木遺伝資源保存林と木戸川モミ・コナラ等植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	箱根ヒメシヤラ・ハコネコメツツジ 希少個体群保護林 (東京神奈川森林管理署ー神奈川計画区)		
面積	150.03ha	設定年月日	平成 2年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	神奈川県 足柄下郡箱根町駒ヶ嶽110番1国有林 林小班： 76い、77に、79ろ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 ヒメシヤラ群落の分布の北限は箱根地域であり、ヒメシヤラがまとまって生育するのは大変珍しく、学術上貴重である。また、ハコネコメツツジは、富士火山帯および秩父地域に限られる希少な植物である。このため、火山帯に分布の本拠を置くこれらの植物が生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ヒメシヤラ (<i>Stewartia monadelphæ</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（群落を形成している個体群）、イ：分布限界域等に位置する個体群（分布北限）に該当。 ○ハコネコメツツジ (<i>Tsusiophyllum tanakæ</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（分布が富士火山帯および秩父地域に限定）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（岩角地に生育している個体群）に該当。 ○分布北限に位置するヒメシヤラ群落、分布が富士火山帯および秩父地域に限られるハコネコメツツジ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（群落を形成しているヒメシヤラ群落、分布が富士火山帯および秩父地域に限られるハコネコメツツジ群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（分布北限に位置するヒメシヤラ群落）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（岩角地といった特殊な立地に成立しているハコネコメツツジ群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,150~1,330m。 ○保護林内は、胸高直径30~50cm程度のチドリノキ、カジカエデ、マメザクラ、オオモミジなどの中齢級の落葉広葉樹が優占する中に、胸高直径50~60cm程度の、他の樹種より幹径の太いヒメシヤラが散在する林相にある。ハコネコメツツジの生育は、頂上付近の西側斜面風衝地の一部に限られる。岩上に成立し、群落の面積は小さい。</p>		

保護・管理及び利用に関する事項	禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区、国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
その他留意事項	平成30年4月1日に旧ヒメシヤラ植物群落保護林と旧ハコネコメツツジ植物群落保護林を統合した。

管理方針書

名称	高尾山モミ 希少個体群保護林 (東京神奈川森林管理署一多摩計画区)		
面積	4.85ha	設定年月日	平成 2年 4月 1日
		変更年月日	平成30年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	東京都 八王子市高尾町2181番1の内国育林、南浅川町4149番国育林 林小班： 238に、251ろ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 モミの天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ林で、植生分布上及び学術上貴重である。このため、分布限界のモミが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○モミ (<i>Abies firma</i>)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）イ：分布限界域等に位置する個体群（分布北限の個体群）に該当。 ○天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（分布北限に位置する群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生分布上及び学術上貴重な群落）に該当。</p> <p>特徴 ○標高200～380m。 ○本保護林は、高尾山の北東麓と南麓に位置しているモミ群落を飛び地指定したものである。 ○モミを主体とし、スギ、アカマツ等から成る天然林である。当地域は高尾山の天然林のうち、最も広範囲にモミ天然林が分布する。高木層、亜高木層にはモミが優占し、アカマツ、カヤ等の針葉樹やカシ類、フナ、コナラ、ケヤキ等の落葉広葉樹が混在している。モミの純林も多く見られる。 ○保護林内は、胸高直径30～60cm程度のモミが優占している。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。		

モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年
法令等に基づく指定概況	保健保安林、国定公園第1種特別地域、都道府県立自然公園第3種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
その他留意事項	平成30年4月1日に旧高尾山モミ植物群落保護林と旧大平モミ植物群落保護林を統合した。